

請 書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

氏 名

下記のとおり名古屋港管理組合財務規則に基づき引き受けます。

記

1 件 名

ただし、仕様書のとおり

2 契約金額 ￥000,000. -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. -

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に100分の〇〇を乗じて得た額である。

3 期 間 自 年 月 日

至 年 月 日

4 支払時期 契約履行後適法な請求書を名古屋港管理組合が受理

した日から30日以内

5 その他 別記条項のとおり

(権利義務譲渡の禁止)

第1条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(納入方法)

第2条 受注者は、発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日（以下「納期」という。）までに物件を納入するものとする。

(検査)

第3条 発注者は、受注者から物件の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は発注者の任意とし、受注者は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあったときは、受注者は、発注者の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(危険負担)

第4条 物件の引渡し前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

(代金の支払)

第5条 受注者は、前月中に納入した分を取りまとめのうえ、その代金の支払を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者から所定の請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 前項の代金に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用される場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(納期の延長)

第6条 受注者は、天災地変その他正当な理由により受注者が納期までに物件を納入できないときは、発注者に対し発注者の定める書面により納期の延長を求めることができる。

(履行遅延による違約金)

第7条 受注者は、納期までにその債務を履行しない場合は、遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し年14.6%の違約金を発注者に納付しなければならない。

(事情変更)

第8条 この契約の締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、双方協議の上、単価の変更を行うことができるものとする。

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第9条 発注者は、引き渡された目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、その補修、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除)

第10条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期限までに債務の履行が終わらないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約の条項に違反し、又は契約の履行につき不正行為があったとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、発注者の行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

2 前項の解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除)

第11条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないのでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第12条 受注者は、次のいずれかに該当する場合においては、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

(1) 前2条の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその契約の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の契約について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間）

第13条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（談合その他不正行為に係る解除）

第14条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に独占の状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規程による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第12条の定めるところによる。ただし、この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責を負わない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第15条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が準拠に認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、この契約において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、発注者への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする

（名古屋港管理組合財務規則等の遵守）

第17条 この契約の条項に定めるもののほか、受注者はこの契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他発注者が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

（協議）

第18条 この契約に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(業務の処理)

第1条 受注者は、別冊仕様書に基づき業務を処理するものとし、履行期間内にその業務を完了するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の報告)

第3条 発注者は、必要があるときは受注者に対して業務の処理状況について報告、若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第4条 発注者は、やむを得ない理由により必要がある場合には、業務の内容を変更し又は業務の処理を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、双方協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検査等)

第5条 受注者は業務を完了したときは、速やかにその旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は前項の通知を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり業務について是正又は改善を求められたときは、受注者は遅滞なく当該是正又は改善を行い、再検査を受けるものとする。

4 業務は、検査に合格したときをもって完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、所定の請求書により発注者に契約金額の支払を請求するものとする。発注者は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 前項の代金に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第7条 発注者は、引き渡された目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、その補修、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除)

第8条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期限までに債務の履行が終わらないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約の条項に違反し、又は契約の履行につき不正行為があったとき。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により、発注者の行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

2 前項の解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除)

第9条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第10条 受注者は、次のいずれかに該当する場合においては、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

(1) 前2条の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその契約の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の契約について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間)

第11条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引渡しした場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡

しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約期間の延長)

第12条 受注者はやむを得ない理由により契約期間までに業務を完了し難いときは、発注者に書面をもって契約期間の延長を求めることができるものとし、その延長期間は双方協議して定めるものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則(昭和39年名古屋港管理組合規則第7号)第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に独占の状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規程による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第10条の定めるところによる。ただし、この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第14条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、この契約において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、発注者への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(名古屋港管理組合財務規則等の遵守)

第16条 この契約の条項に定めるもののほか、受注者はこの契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他発注者が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(業務の処理)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき業務を処理するものとし、履行期間内にその業務を完了するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た発注者の情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、業務の履行のために使用した一切のデータを履行場所から持ち出してはならない。

(業務の監督)

第5条 発注者は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(業務の報告)

第6条 発注者は、必要があるときは受注者に対して業務の処理状況について報告、若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、やむを得ない理由により必要がある場合には、業務の内容を変更し又は業務の処理を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、双方協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検査等)

第8条 受注者は業務を完了したときは、速やかにその旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は前項の通知を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり業務については是正又は改善を求められたときは、受注者は遅滞なく当該是正又は改善を行い、再検査を受けるものとする。

4 業務は、検査に合格したときをもって完了するものとする。

(契約金額の支払)

第9条 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、所定の請求書により発注者に契約金額の支払を請求するものとする。発注者は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 前項の代金に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。

3 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用される場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(履行期間の延長)

第10条 受注者はやむを得ない理由により履行期間までに業務を完了し難いときは、発注者に書面をもって履行期間の延長を求めることができるものとし、その延長期間は双方協議して定めるものとする。

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第11条 発注者は、引き渡された目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、その補修、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限までに債務の履行が終わらないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約の条項に違反し、又は契約の履行につき不正行為があったとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により、発注者の行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

2 前項の解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第14条 受注者は、次のいずれかに該当する場合においては、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

- (1) 前2条の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその契約の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の契約について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間）

第15条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（談合その他不正行為に係る解除）

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に独占の状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規程による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第14条の定めるところによる。ただし、この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責を負わない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第17条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が準拠に認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第18条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、この契約において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、発注者への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（名古屋港管理組合財務規則等の遵守）

第19条 この契約の条項に定めるもののほか、受注者はこの契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他発注者が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

（協議）

第20条 この契約に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(業務の処理)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき業務を処理するものとし、履行期間内にその業務を完了するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の報告)

第3条 発注者は、必要があるときは受注者に対して業務の処理状況について報告、若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第4条 発注者は、やむを得ない理由により必要がある場合には、業務の内容を変更し又は業務の処理を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、双方協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検査等)

第5条 受注者は業務を完了したときは、速やかにその旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は前項の通知を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり業務については是正又は改善を求められたときは、受注者は遅滞なく当該是正又は改善を行い、再検査を受けるものとする。

4 業務は、検査に合格したときをもって完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、所定の請求書により発注者に契約金額の支払を請求するものとする。発注者は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 前項の代金に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。

3 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用される場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第7条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期限までに債務の履行が終わらないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約の条項に違反し、又は契約の履行につき不正行為があったとき。

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により、発注者の行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

2 前項の解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第8条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないのでその期間を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第9条 受注者は、次のいずれかに該当する場合においては、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

(1) 前2条の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその契約の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の契約について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第25号)の規定により選任された再生債務者等

(契約期間の延長)

第10条 受注者はやむを得ない理由により契約期間までに業務を完了し難いときは、発注者に書面をもって契約期間の延長を求めるものとし、その延長期間は双方協議して定めるものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第11条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則(昭和39年名古屋港管理組合規則第7号)第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁

- 止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規程による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第9条の定めるところによる。ただし、この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

- 第12条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、この契約において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、発注者への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じて、その責を負わないものとする。

(名古屋港管理組合財務規則等の遵守)

- 第14条 この契約の条項に定めるもののほか、受注者はこの契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他発注者が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

(協議)

- 第15条 この契約に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第1条 賃貸人は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、賃借人の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(検査等)

第2条 賃貸人は、物件を賃借人が使用できる状態に調整したのち、速やかにその旨を賃借人に通知するものとする。

2 賃借人は前項の通知を受けたときは、10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり業務については是正又は改善を求められたときは、賃貸人は遅滞なく当該是正又は改善を行い、再検査を受けるものとする。

(契約金額の支払)

第3条 賃貸人は、所定の請求書により賃借人に契約金額の支払を請求するものとする。賃借人は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(物件の所有権と管理)

第4条 物件の所有権は賃貸人に属し、賃借人はこれを善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 賃借人の故意又は重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、賃貸人は賃借人に対してその損害賠償を請求することができる。

3 賃借人は、物件の設置場所の変更等を行う場合には事前に賃借人に通知する。

(物件の返還費用)

第5条 この契約の終了又は解除による物件の返還に要する荷造り及び運送の費用は、その解除が賃借人の責に帰す場合を除き、賃貸人が負担する。

(物件の納入遅延)

第6条 賃貸人の責めに帰すべき理由により使用開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、賃借人は、賃貸人から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、賃貸借期間の賃借料の総額に年14.6パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。)とする。

3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

(危険負担)

第7条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に双方の責に帰することができない理由により損害が生じた場合といえども賃貸人がこれを負担する。

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第8条 賃借人は、引き渡された目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、その補修、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、賃借人は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、賃借人が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(賃借人の催告による解除権)

第9条 賃借人は、賃貸人が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限までに債務の履行が終わらないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約の条項に違反し、又は契約の履行につき不正行為があったとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により、賃借人の行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

2 前項の解除により賃貸人に損害があっても、賃借人はその賠償の責めを負わない。

(賃借人の催告によらない解除権)

第10条 賃借人は、賃貸人が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により賃貸人に損害があっても、賃借人はその賠償の責めを負わない。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 賃貸人がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第11条 賃貸人は、次のいずれかに該当する場合においては、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、賃貸人の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

- (1) 前2条の規定により契約が解除された場合
 - (2) 賃貸人がその契約の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の契約について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第25号)の規定により選任された再生債務者等

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間)

第12条 貸貸人が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を賃借人に引渡しした場合において、賃借人がその不適合を知った日から1年以内にその旨を貸貸人に通知しないときは、賃借人はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、賃借人が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第13条 賃借人は、貸貸人がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則(昭和39年名古屋港管理組合規則第7号)第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため賃借人に損害が生じて、賃借人は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、賃借人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、賃借人に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、賃借人に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規程による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 賃借人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 賃借人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 賃借人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第11条の定めるところによる。ただし、この解除により賃借人に損害を及ぼしても賃借人はその責を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第14条 賃借人は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。賃借人が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他賃借人が特に認める場合は、この限りでない。

2 賃借人は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、賃借人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 賃借人が賃借人に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、賃借人は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、賃借人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、賃借人が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して賃借人に支払わなければならない。賃借人が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 賃借人は、貸貸人がこの契約に関して、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、この契約において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとして認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、賃借人への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等
- 2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた賃借人の損害の賠償を賃借人に請求することができる。
- 3 賃借人は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、賃借人に損害が生じて、その責を負わないものとする。

(名古屋港管理組合財務規則等の遵守)

第16条 この契約の条項に定めるもののほか、賃借人はこの契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他賃借人が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(業務の処理)

第1条 受任者は、別紙仕様書に基づき業務を処理するものとし、履行期間内にその業務を完了するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委任者の定めるところによる。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 受任者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委任者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 受任者は、この契約の履行に際して知り得た委任者の情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

2 受任者は、業務の履行のために使用した一切のデータを履行場所から持ち出してはならない。

(業務の監督)

第4条 委任者は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、受任者の履行状況を監督することができる。

(業務の報告)

第5条 委任者は、必要があるときは受任者に対して業務の処理状況について報告、若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 委任者は、やむを得ない理由により必要がある場合には、業務の内容を変更し又は業務の処理を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、双方協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約金額の支払)

第7条 受任者は、所定の請求書により委任者に契約金額の支払を請求するものとする。委任者は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、委任者はこの契約を何ら変更することなく、契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

3 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用される場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(契約の解除)

第8条 委任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 受任者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 受任者がこの契約の条項に違反し、又は契約の履行につき不正行為があったとき。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により、委任者の行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

2 前項の場合において、受任者は業務の処理に要した費用の支払を請求できないものとする。

3 技術、予算その他やむを得ない理由があるときは、委任者はこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 受任者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委任者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定により契約が解除された場合
- (2) 受任者がその契約の履行を拒否し、又は、受任者の責めに帰すべき事由によって受任者の契約について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受任者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受任者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受任者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(談合その他不正行為に係る解除)

第10条 委任者は、受任者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則(昭和39年名古屋港管理組合規則第7号)

第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため受任者に損害が生じても、委任者は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受任者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受任者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受任者に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規程による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 受任者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条

第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 受任者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受任者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第9条の定めるところによる。ただし、この解除により受任者に損害を及ぼしても委任者はその責を負わない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第11条 受任者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、委任者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を委任者が指定する期限までに支払わなければならない。受任者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他委任者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受任者は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受任者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受任者が委任者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、委任者は、委任者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受任者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、受任者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して委任者に支払わなければならない。受任者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第12条 委任者は、受任者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、この契約において妨害（不法行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、委任者への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

2 委任者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた委任者の損害の賠償を受任者に請求することができる。

3 委任者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受任者に損害が生じて、その責を負わないものとする。

（名古屋港管理組合財務規則等の遵守）

第13条 この契約の条項に定めるもののほか、受任者はこの契約履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他委任者が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

（協議）

第14条 この契約に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。